

## 【参考】「退職給付に係る会計基準」等からの改正点

以下の比較表では、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」と、退職給付会計の会計処理等を定めていた従来の取扱いである「退職給付に係る会計基準」、「退職給付に係る会計基準注解」（右欄において「【注解】」と表示している。）、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（右欄において「【意見書】」と表示している。）、企業会計基準第 3 号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（右欄において「【一部改正】」と表示している。）、企業会計基準第 14 号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）」（右欄において「【一部改正その 2】」と表示している。）及び企業会計基準第 19 号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 3）」（右欄において「【一部改正その 3】」と表示している。）からの主な改正部分に、下線を付している。

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><b>目 的</b></p> <p>1. <u>本会計基準は、退職給付に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。</u></p> <p>2. <u>本会計基準の適用にあたっては、企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」及び企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」も参照する必要がある。</u></p> <p><b>会計基準</b></p> <p><b>範 囲</b></p> <p>3. <u>本会計基準は、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に支給される給付（退職給付）の会計処理に適用する。</u> <u>ただし、株主総会の決議又は委員会設置会社における報酬委員会の決定が必要となる、取締役、会計参与、監査役及び執行役（以下合わせて「役員」という。）の退職慰労金については、本会計基準の適用範囲には含めない。</u></p> <p><b>用語の定義</b></p> <p>4. <u>「確定拠出制度」とは、一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><b>【意見書】三 基本的考え方</b></p> <p>2. (前 略) <u>なお、役員</u>の退職慰労金については、<u>労働の対価との関係が必ずしも明確でないことから、本基準が直接対象とするものではない。</u></p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>度をいう。</p> <p>5. 「<u>確定給付制度</u>」とは、<u>確定拠出制度以外の退職給付制度をいう。</u></p> <p>6. 「<u>退職給付債務</u>」とは、退職給付のうち、<u>認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いたものをいう。</u></p> <p>7. 「<u>年金資産</u>」とは、<u>特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）等に基づき積み立てられた、次のすべてを満たす特定の資産をいう。</u></p> <p>(1) 退職給付以外に使用できないこと</p> <p>(2) 事業主及び事業主の債権者から法的に分離されていること</p> <p>(3) 積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等が禁止されていること</p> <p>(4) 資産を事業主の資産と交換できないこと</p> <p>8. 「<u>勤務費用</u>」とは、1 期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付をいう。</p>	<p>(新 設)</p> <p><b>一 定義</b></p> <p>1. 退職給付債務とは、<u>一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付（以下「退職給付」という。）のうち認識時点までに発生していると認められるものをいい、割引計算により測定される。</u></p> <p>2. 年金資産とは、<u>企業年金制度に基づき退職給付に充てるため積み立てられている資産をいう。</u></p> <p><b>(参考)「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」</b></p> <p>6. 年金資産とは、<u>企業年金制度に基づき退職給付に充てるために積み立てられている資産をいう。厚生年金基金制度及び適格退職年金制度において保有する資産は年金資産とする。なお、特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）に基づき、以下のすべての要件を満たした特定の資産は年金資産とみなす。</u></p> <p>① 退職給付以外に使用できないこと</p> <p>② 事業主及び事業主の債権者から法的に分離されていること</p> <p>③ 積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等、<u>事業主の受給者等に対する詐欺的行為が禁止されていること</u></p> <p>④ 資産を事業主の資産と交換できないこと</p> <p><b>一 定義</b></p> <p>3. 勤務費用とは、1 期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付をいい、割引計算により測定される。</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>9. 「<u>利息費用</u>」とは、割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいう。</p> <p>10. 「<u>期待運用収益</u>」とは、年金資産の運用により生じると合理的に期待される<u>計算上の収益</u>をいう。</p> <p>11. 「<u>数理計算上の差異</u>」とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう。なお、このうち<u>当期純利益を構成する項目として費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。以下同じ。）</u>されていないものを「<u>未認識数理計算上の差異</u>」という（第24項参照）。</p> <p>12. 「<u>過去勤務費用</u>」とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分をいう。なお、このうち<u>当期純利益を構成する項目として費用処理されていないものを「未認識過去勤務費用」という</u>（第25項参照）。</p>	<p>4. 利息費用とは、割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいう。</p> <p><b>【意見書】四 会計基準の要点と考え方</b></p> <p>2(4)③ <u>企業年金制度における年金資産の運用により生じると期待される収益で、退職給付費用の計算において控除される額。</u></p> <p><b>一 定義</b></p> <p>6. 数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう。なお、このうち費用処理されていないものを未認識数理計算上の差異という。</p> <p>5. <u>過去勤務債務</u>とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分をいう。なお、このうち費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。以下同じ。）されていないものを未認識過去勤務債務という。</p>
<p><b>確定給付制度の会計処理</b></p> <p><b>貸借対照表</b></p> <p>13. <u>退職給付債務</u>（第16項参照）から<u>年金資産の額</u>（第22項参照）を控除した額（以下「<u>積立状況を示す額</u>」という。）を負債として計上する。</p> <p>ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、<u>資産として計上する</u>（注1）。</p>	<p><b>二 負債の計上</b></p> <p><b>1. 負債の計上額</b></p> <p><u>退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。</u></p> <p>ただし、<u>年金資産については、その額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超える場合には、当該超過額を退職給付債務から控除することはできないものとし、前払年金費用として処理するものとする。</u>（注1）</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>(注 1) 複数の退職給付制度を採用している場合において、1 つの退職給付制度に係る年金資産が当該退職給付制度に係る退職給付債務を超えるときは、当該年金資産の超過額を他の退職給付制度に係る退職給付債務から控除してはならない。</p> <p>14. <u>損益計算書及び包括利益計算書（又は損益及び包括利益計算書）</u> 次の項目の当期に係る額は、退職給付費用として、当期純利益を構成する項目に含めて計上する<sup>(注 2)</sup>。</p> <p>(1) <u>勤務費用（第 17 項参照）</u></p> <p>(2) <u>利息費用（第 21 項参照）</u></p> <p>(3) <u>期待運用収益（第 23 項参照）</u></p> <p>(4) <u>数理計算上の差異に係る当期の費用処理額（第 24 項参照）</u></p> <p>(5) <u>過去勤務費用に係る当期の費用処理額（第 25 項参照）</u></p> <p>(注 2) 臨時に支給される退職給付であって<u>あらかじめ予測できないもの及び退職給付債務の計算にあたって考慮されていたもの以外の退職給付の支給については、支払時の退職給付費用として処理する。</u></p> <p>15. <u>数理計算上の差異の当期発生額及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用となる。）については、その他の包括利益に含めて計上する。その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う（第 24 項また書き及び第 25 項また書き参照）。</u></p>	<p><b>【注解】</b></p> <p>(注 1)2. 複数の退職給付制度を採用している場合において、1 の企業年金制度に係る年金資産が当該企業年金制度に係る退職給付債務を超えるときは、当該年金資産の超過額を他の退職給付制度に係る退職給付債務から控除してはならない。</p> <p><b>三 退職給付費用の処理</b></p> <p><b>1. 退職給付費用の処理額</b></p> <p>当期の勤務費用及び利息費用は退職給付費用として処理し、企業年金制度を採用している場合には、年金資産に係る当期の期待運用収益相当額を差し引くものとする。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異に係る費用処理額は退職給付費用に含まれるものとする。<sup>(注 7)</sup></p> <p><b>【注解】</b></p> <p>(注 7) 臨時に支給される退職給付であって<u>予め予測できないもの及び退職給付引当金を超える退職給付の支給については、支払時の退職給付費用として処理することとする。</u></p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><b>退職給付債務及び勤務費用</b></p> <p><b>(退職給付債務の計算)</b></p> <p>16. 退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額（以下「退職給付見込額」という。）のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する<sup>(注3)</sup>。</p> <p>(注3) 退職給付債務は、原則として個々の従業員ごとに計算する。ただし、勤続年数、残存勤務期間、退職給付見込額等について標準的な数値を用いて加重平均等により合理的な計算ができると認められる場合には、当該合理的な計算方法を用いることができる。</p> <p><b>(勤務費用の計算)</b></p> <p>17. 勤務費用は、退職給付見込額のうち当期に発生したと認められる額を割り引いて計算する<sup>(注4)</sup>。</p> <p>(注4) 従業員からの拠出がある企業年金制度を採用している場合には、勤務費用の計算にあたり、従業員からの拠出額を勤務費用から差し引く。</p> <p><b>(退職給付見込額の見積り)</b></p> <p>18. 退職給付見込額は、合理的に見込まれる退職給付の変動要因を考慮して見積る<sup>(注5)</sup>。</p>	<p><b>二 負債の計上</b></p> <p><b>2. 退職給付債務の計算</b></p> <p>(1) 退職給付債務は、退職時に見込まれる退職給付の総額（以下「退職給付見込額」という。）のうち、期末までに発生していると認められる額を<u>一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間</u>（以下「<u>残存勤務期間</u>」という。）に基づき割り引いて計算する。<sup>(注2)</sup></p> <p><b>【注解】</b></p> <p>(注2) 退職給付債務は、原則として個々の従業員ごとに計算する。ただし、勤続年数、残存勤務期間、退職給付見込額等について標準的な数値を用いて加重平均等により合理的な計算ができると認められる場合には、当該合理的な計算方法を用いることができる。</p> <p><b>三 退職給付費用の処理</b></p> <p><b>2. 退職給付費用の計算</b></p> <p>(1) 勤務費用は、退職給付見込額のうち当期に発生したと認められる額を<u>一定の割引率及び残存勤務期間に基づき</u>割り引いて計算する。<sup>(注8)</sup></p> <p><b>【注解】</b></p> <p>(注8) 従業員からの拠出がある企業年金制度を採用している場合には、勤務費用の計算にあたり、従業員からの拠出額を勤務費用から差し引く<u>ものとする</u>。</p> <p><b>二 負債の計上</b></p> <p><b>2. 退職給付債務の計算</b></p> <p>(2) 退職給付見込額は、合理的に見込まれる退職給付の変動要因を考慮して見積らなければならない。<sup>(注3)(注4)</sup></p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>(注 5) 退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職給付の変動要因には、<u>予想される昇給等が含まれる</u>。また、臨時に支給される退職給付等であって<u>あらかじめ予測できないものは、退職給付見込額に含まれない</u>。</p> <p>(削 除)</p> <p><b><u>(退職給付見込額の期間帰属)</u></b></p> <p>19. 退職給付見込額のうち<u>期末までに発生したと認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する</u>。この場合、<u>いったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない</u>。</p> <p>(1) <u>退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法 (以下「期間定額基準」という。)</u></p> <p>(2) <u>退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法 (以下「給付算定式基準」という。)</u></p> <p><u>なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p><b>【注解】</b></p> <p>(注 3) 退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職給付の変動要因には<u>確実に見込まれる昇給等が含まれるものとする</u>。また、臨時に支給される退職給付等であって<u>予め予測できないものは、退職給付見込額に含めないものとする</u>。</p> <p>(注 4) <u>年金により支給される退職給付に係る退職給付見込額は、現役従業員については退職時点の給付現価額により計算し、退職従業員については、期末時点の給付現価額により計算する。</u></p> <p><b>二 負債の計上</b></p> <p><b>2. 退職給付債務の計算</b></p> <p>(3) 退職給付見込額のうち<u>当期までに発生したと認められる額は、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法その他従業員の労働の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない</u>。<sup>(注5)</sup></p> <p><b>【注解】</b></p> <p>(注 5) <u>従業員の労働の対価を合理的に反映する方法としては、全勤務期間における給与総支給額に対する各期の給与額の割合に基づき退職給付見</u></p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><b>(割引率)</b></p> <p>20. 退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する<sup>(注6)</sup>。</p> <p>(注6) 割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りとは、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。</p> <p>21. 利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する。</p> <p><b>年金資産</b></p> <p>22. 年金資産の額は、期末における時価(公正な評価額)により計算する。</p> <p>23. 期待運用収益は、期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率(長期期待運用収益率)を乗じて計算する。</p> <p><b>数理計算上の差異</b></p> <p>24. 数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、予想される退職</p>	<p><u>込額の各期の発生額を計算する方法が含まれる。</u></p> <p><b>二 負債の計上</b></p> <p><b>2. 退職給付債務の計算</b></p> <p>(4) 退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い<u>長期</u>の債券の利回りを基礎として決定<u>しなければならない</u>。<sup>(注6)</sup></p> <p><b>【注解】</b></p> <p>(注6) 割引率の基礎とする安全性の高い<u>長期</u>の債券の利回りとは、期末における<u>長期</u>の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。</p> <p><b>三 退職給付費用の処理</b></p> <p><b>2. 退職給付費用の計算</b></p> <p>(2) 利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する。</p> <p><b>二 負債の計上</b></p> <p><b>3. 年金資産</b></p> <p>年金資産の額は、期末における公正な評価額により計算する。</p> <p><b>三 退職給付費用の処理</b></p> <p><b>2. 退職給付費用の計算</b></p> <p>(3) 期待運用収益相当額は、期首の年金資産の額について合理的に<u>予測</u>される収益率(以下「<u>期待運用収益率</u>」という。)を乗じて計算する。</p> <p>(4) <u>過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額につい</u></p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><u>時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する</u>（注7）（注8）。</p> <p><u>また、当期に発生した未認識数理計算上の差異は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する（第27項参照）。</u></p> <p>（注7） 数理計算上の差異については、未認識数理計算上の差異の残高の一定割合を費用処理する方法によることができる。この場合の一定割合は、数理計算上の差異の発生額が平均残存勤務期間以内に概ね費用処理される割合としなければならない。</p> <p>数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いることができる。</p> <p>（注8） 割引率等の<u>計算基礎に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができる。</u></p> <p><b>過去勤務費用</b></p> <p>25. <u>過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する</u>（注9）（注10）。</p> <p><u>また、当期に発生した未認識過去勤務費用は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する（第27項参照）。</u></p> <p>（注9） <u>過去勤務費用については、未認識過去勤務費用の残高の一定割合を費用処理する方法によることができる。この場合の一定割合は、過去勤務費用の発生額が平均残存勤務期間以内に概ね費用処理される割合としなければならない。</u></p> <p>（注10） 退職従業員に係る過去勤務費用は、他の過去勤務費用と区分して発生</p>	<p>て平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない。</p> （注8）（注9）（注10）（注11） <p><b>【注解】</b></p> <p>（注9）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理については、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の残高の一定割合を費用処理する方法によることができる。この場合の一定割合は、過去勤務債務及び数理計算上の差異の発生額が平均残存勤務期間以内に概ね費用処理される割合としなければならない。</u></li> <li>2. 数理計算上の差異の発生額については、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いることができる。</li> </ol> <p>（注10） 割引率等の<u>基礎率に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができる。</u></p> <p>（新 設）</p> <p><b>【注解】</b></p> <p>（新 設）</p> <p>（注11） 退職従業員に係る過去勤務債務は、他の過去勤務債務と区分して発生</p>



本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>時に全額を費用処理することができる。</p> <p><b>小規模企業等における簡便な方法</b></p> <p>26. 従業員数が比較的少ない小規模な企業等において、<u>高い信頼性をもって</u>数理計算上の見積りを行うことが困難である場合又は退職給付に係る財務諸表項目に重要性が乏しい場合には、期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行う等<u>簡便な方法を用いて、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算することができる。</u></p> <p><b>確定給付制度の開示</b></p> <p><b>表 示</b></p> <p>27. <u>積立状況を示す額（第 13 項参照）について、負債となる場合は「退職給付に係る負債」等の適当な科目をもって固定負債に計上し、資産となる場合は「退職給付に係る資産」等の適当な科目をもって固定資産に計上する。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に「退職給付に係る調整累計額」等の適当な科目をもって計上する。</u></p> <p>28. <u>退職給付費用（第 14 項参照）については、原則として売上原価又は販売費及び一般管理費に計上する。</u></p> <p><u>ただし、新たに退職給付制度を採用したとき又は給付水準の重要な改訂を行ったときに発生する過去勤務費用を発生時に全額費用処理する場合などにおいて、その金額が重要であると認められるときには、当該金額を特別損益として計上することができる。</u></p> <p>29. <u>当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用並びに当期に費用処理された組替調整額（第 15 項参照）については、その他の包括利益に「退職給付に係る調整額」等の適当な科目をもって、一括して計上</u></p>	<p>時に全額を費用処理することができる。</p> <p><b>【意見書】四 会計基準の要点と考え方</b></p> <p><b>5 小規模企業等における簡便法の採用</b></p> <p><u>従業員数が比較的少ない小規模な企業などにあつては、合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合や退職給付の重要性が乏しい場合が考えられる。このような場合には、期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行う等簡便な方法を用いて退職給付費用を計算することも認められると考えられる。</u></p> <p><b>四 貸借対照表及び損益計算書の表示</b></p> <p>1 <u>貸借対照表において退職給付に係る負債を計上するにあたっては、当該負債は原則として退職給付引当金の科目をもって計上する。</u></p> <p>2 <u>新たに退職給付制度を採用したとき又は給付水準の重要な改訂を行ったときに発生する過去勤務債務に係る当期の費用処理額が重要であると認められる場合には、当該費用処理額を特別損失として計上することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>する。</p> <p><b>注記事項</b></p> <p>30. <u>確定給付制度に係る次の事項について連結財務諸表及び個別財務諸表において注記する。なお、(2)から(11)について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</u></p> <p>(1) <u>退職給付の会計処理基準に関する事項</u></p> <p>(2) <u>企業の採用する退職給付制度の概要</u></p> <p>(3) <u>退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</u></p> <p>(4) <u>年金資産の期首残高と期末残高の調整表</u></p> <p>(5) <u>退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表</u></p> <p>(6) <u>退職給付に関連する損益</u></p> <p>(7) <u>その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳</u></p> <p>(8) <u>貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳</u></p> <p>(9) <u>年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む。）</u></p> <p>(10) <u>数理計算上の計算基礎に関する事項</u></p> <p>(11) <u>その他の退職給付に関する事項</u></p>	<p><b>六 注記事項</b></p> <p><u>退職給付に係る次の事項について注記しなければならない。</u></p> <p>1. <u>企業の採用する退職給付制度</u></p> <p>2. <u>退職給付債務等の内容</u></p> <p>(1) <u>退職給付債務及びその内訳</u></p> <p>① <u>退職給付債務</u></p> <p>② <u>年金資産</u></p> <p>③ <u>前払年金費用</u></p> <p>④ <u>退職給付引当金</u></p> <p>⑤ <u>未認識過去勤務債務</u></p> <p>⑥ <u>未認識数理計算上の差異</u></p> <p>⑦ <u>その他（会計基準変更時差異の未処理額）</u></p> <p>(2) <u>退職給付費用の内訳</u></p> <p>① <u>勤務費用</u></p> <p>② <u>利息費用</u></p> <p>③ <u>期待運用収益</u></p> <p>④ <u>過去勤務債務の費用処理額</u></p> <p>⑤ <u>数理計算上の差異の費用処理額</u></p> <p>⑥ <u>その他（会計基準変更時差異の費用処理額、臨時に支払った割増退職金等）</u></p> <p>(3) <u>退職給付債務等の計算基礎</u></p> <p>① <u>割引率、期待運用収益率</u></p> <p>② <u>退職給付見込額の期間配分方法</u></p> <p>③ <u>過去勤務債務の処理年数</u></p> <p>④ <u>数理計算上の差異の処理年数</u></p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><b>確定拠出制度の会計処理及び開示</b></p> <p>31. <u>確定拠出制度においては、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理する。</u></p> <p>32. <u>前項の費用は、第 28 項の退職給付費用に含めて計上し、確定拠出制度に係る退職給付費用として注記する。また、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理するため、未拠出の額は未払金として計上する。</u></p> <p><b>複数事業主制度の会計処理及び開示</b></p> <p>33. <u>複数の事業主により設立された確定給付型企業年金制度を採用している</u></p>	<p>⑤ <u>その他（会計基準変更時差異の処理年数、実際運用収益等）</u></p> <p><b>【意見書】三 基本的考え方</b></p> <p>3(2) <u>一方、中小企業退職金共済制度を採用している企業や確定拠出型の企業年金制度を採用している在外子会社もある。本基準では、このような、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度に関する会計処理は示していないが、基本的には、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理することが適当であると考えられる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><b>(参考) 実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」</b></p> <p>Q7 の A</p> <p>適用指針第 19 項は、「確定拠出年金制度の会計処理は、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理することが適当であると考えられる（意見書 三 3(2)参照）」としている。</p> <p>この場合、当該費用は退職給付費用として計上し退職給付費用の内訳のその他（退職給付基準 六 2(2)⑥、財務諸表等規則第 8 条の 13 第 1 項第 3 号、連結財務諸表規則第 15 条の 8）として注記することが妥当と考えられる。また、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理するため、未拠出の額は未払金として計上することとなる。</p> <p><b>五 複数事業主制度の企業年金の取扱い</b></p> <p>複数の事業主により設立された企業年金制度を採用している場合におい</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>場合においては、次のように会計処理及び開示を行う。</p> <p>(1) 合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算をした上で、<u>第 13 項から第 30 項の確定給付制度の会計処理及び開示を行う。</u></p> <p>(2) 自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、<u>第 31 項及び第 32 項の確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行う。</u>この場合、当該年金制度全体の直近の積立状況等についても注記する。</p>	<p>ては、<u>退職給付債務の比率</u>その他合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算を行うこととする。<sup>(注 12)</sup></p> <p><b>【注解】</b></p> <p><u>(注 12) 複数事業主により設立された企業年金制度を採用している場合において、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、当該年金制度への要拠出額を退職給付費用として処理する。</u>この場合においては、<u>重要性が乏しいときを除き、当該年金制度全体の直近の積立状況（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）及び制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明を注記するものとする。</u></p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>34. <u>本会計基準は、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。</u></p> <p>35. <u>退職給付債務及び勤務費用の定め（第 16 項から第 21 項参照）並びに特別損益における表示の定め（第 28 項ただし書き参照）については、第 34 項にかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からこれらの定めを適用することが実務上困難な場合には、次の注記を行うことを条件に、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。</u></p> <p>(1) <u>四半期財務諸表においては、当該定めを適用していない旨及びその理由</u></p> <p>(2) <u>事業年度末に係る財務諸表においては、当該定めを適用していない旨、その理由並びに退職給付債務及び勤務費用の定め（第 16 項から第 21 項参照）に基づき算定した当該事業年度末の退職給付債務の概算額</u>  <u>なお、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用すること</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>ができる。</p> <p>36. 第 34 項に従って本会計基準を適用後、前項に掲げた定めを適用しない期間がある場合、当該期間については、企業会計審議会「退職給付に係る会計基準」(以下「平成 10 年会計基準」という。)における退職給付債務及び勤務費用に関する定め(同基準 二 2、三 2(1)及び(2))並びに特別損益における表示の定め(同基準 四 2)に従う。</p> <p>37. 第 34 項及び第 35 項に従って本会計基準を適用するにあたり、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。本会計基準の適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、第 34 項の適用に伴うものは純資産の部における退職給付に係る調整累計額(その他の包括利益累計額)に、第 35 項の適用に伴うものは期首の利益剰余金に加減する。</p> <p>38. 第 35 項に従って本会計基準を適用するにあたっては、その適用前に第 19 項(1)に定める期間定額基準を採用していた場合であっても、適用初年度の期首において、第 19 項(2)に定める給付算定式基準を選択することができる。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p><b>(個別財務諸表における当面の取扱い)</b></p> <p>39. 個別財務諸表上、所定の事項については、当面の間、次のように取り扱う。</p> <p>(1) 第 13 項にかかわらず、個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を負債として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超える場合には、資産として計上する</p> <p>(2) 第 15 項、第 24 項また書き、第 25 項また書き、第 29 項及び第 30 項(7)(8)については適用しない。</p> <p>(3) 第 27 項にかかわらず、個別貸借対照表に負債として計上される額(本項(1)参照)については「退職給付引当金」の科目をもって固定負債に計上し、資産として計上される額(本項(1)参照)については「前払年</p>	<p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><u>金費用」等の適当な科目をもって固定資産に計上する。</u></p> <p>(4) <u>連結財務諸表を作成する会社については、個別財務諸表において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結財務諸表と異なる旨を注記する。</u></p> <p>(5) <u>本会計基準等で使用されている「退職給付に係る負債」、「退職給付に係る資産」という用語（本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正を含む。）は、個別財務諸表上は「退職給付引当金」、「前払年金費用」と読み替えるものとする。</u></p> <p><b><u>(企業会計基準等の廃止)</u></b></p> <p>40. <u>第 34 項の適用により、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針は廃止する。</u></p> <p>(1) <u>企業会計基準第 3 号『「退職給付に係る会計基準』の一部改正』（以下「企業会計基準第 3 号」という。）</u></p> <p>(2) <u>企業会計基準第 14 号『「退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）」（以下「企業会計基準第 14 号」という。）</u></p> <p>(3) <u>企業会計基準適用指針第 7 号『「退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針』</u></p> <p><u>また、第 35 項の適用により、企業会計基準第 19 号『「退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 3）」（以下「企業会計基準第 19 号」という。）は廃止する。</u></p> <p>41. <u>日本公認会計士協会においては、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下「退職給付実務指針」という。）及び「退職給付会計に関する Q&amp;A」などの廃止を検討されることが適用である。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><b>議 決</b></p> <p>42. <u>本会計基準は、第 243 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は以下のとおりである。</u></p> <p><u>西 川 郁 生 (委員長)</u>  <u>加 藤 厚 (副委員長)</u>  <u>新 井 武 広 (副委員長)</u>  <u>都 正 二</u>  <u>野 村 嘉 浩</u>  <u>関 根 愛 子</u>  <u>谷 本 康 典</u>  <u>平 間 久 顕</u>  <u>弥 永 真 生</u>  <u>吉 田 稔</u>  <u>米 家 正 三</u></p>	<p>(新 設)</p>

## 本会計基準

### 結論の背景

#### 経緯

#### 平成10年会計基準の公表とその後の改正

43. 企業会計審議会が昭和43年に公表した個別意見書「退職給与引当金の設定について」においては、退職給付のうち企業が直接給付を行う形態に関する会計基準は明らかにされていたが、企業年金制度が我が国に導入されて間もなかったことから、企業年金制度に基づく退職給付の会計処理については明確な基準が示されていなかった。この結果、企業が直接給付を行う退職給付の一部を企業年金制度による給付に移行し両者を併用する場面が多くなった後でも、企業年金制度については拠出金を支払時の費目として処理する実務が行われていた。しかし、退職給付の支給方法（一時金支給、年金支給）や退職給付の積立方法（内部引当、外部積立）が異なっているとしても、いずれも退職給付であることに違いはないため、企業会計審議会では企業年金制度を含め退職給付について包括的に検討を行い、平成10年6月に「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「退職給付意見書」という。）及び平成10年会計基準として公表した。

## 退職給付に係る会計基準ほか

#### 【意見書】三 基本的考え方

1 退職給付とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付をいい、退職一時金及び退職年金等がその典型である。個別意見書においては、退職給付のうち企業が直接給付を行う形態に関する会計基準は明らかにされているが、企業年金制度が我が国に導入されて間もなかったことから、企業年金制度に基づく退職給付の会計処理については明確な基準が示されなかった。その後、我が国企業においては、企業が直接給付を行う退職給付の一部を企業年金制度による給付に移行し両者を併用する場面が多くなったが、直接給付する部分については退職給与引当金による処理が行われる一方、企業年金制度については拠出金を支払時の費目として処理する実務が行われており、退職給付に関しての会計処理が区々となっている。しかし、退職給付の支給方法（一時金支給、年金支給）や退職給付の積立方法（内部引当、外部積立）が異なっているとしても、いずれも退職給付であることに違いはない。このような観点から、当審議会では企業年金制度を含め退職給付について包括的に検討を行った。

#### 【意見書】一 経緯

当審議会は、企業年金に係る会計基準について検討することとし、平成9年2月以降審議を行ってきた。当審議会では、昭和43年に個別意見書「退職給与引当金の設定について」（以下「個別意見書」という。）を公表しているが、今回の審議にあたっては、企業年金を含む従業員の退職給付全般について検討を行い、平成10年4月に「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」を公表して、広く各界の意見を求めた。

当審議会は、寄せられた意見を参考にしつつ更に審議を行い、公開草案の



本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>44. その後、退職給付を巡る環境は著しく変化し、厚生年金基金の代行返上が可能とされたことや、厚生年金基金（確定給付企業年金を含む。）における掛金の減額等の制限が緩和されたことなど、平成 10 年会計基準の設定時には予測し得なかった大幅な変化が生じたことから、当委員会は平成 17 年 3 月に、積立超過（年金資産が退職給付債務を超えること）の会計処理について、平成 10 年会計基準の一部を改正する企業会計基準第 3 号を公表した（第 71 項参照）。</p> <p>45. また、当委員会では、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）による制度改正も踏まえ、複数事業主制度の企業年金の取扱いについて検討し、平成 19 年 5 月に、平成 10 年会計基準の一部を改正する企業会計基準第 14 号を公表した。</p>	<p><u>内容を一部修正して、これを「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」として公表することとした。</u></p> <p><b>【一部改正】</b></p> <p>12. その後、退職給付を巡る環境は著しく変化し、「退職給付に係る会計基準」の設定時には予測しえなかった大幅な変化が生じた。これは主に、以下の<u>ような諸制度等の変更によるものである。</u></p> <p>(1) <u>日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」において示された退職給付信託を利用して、厚生年金基金の代行部分を含む積立不足を解消するため当該信託に多額の拠出が行われたが、その後、厚生年金基金の代行返上が可能とされたこと</u></p> <p>(2) <u>さらに、厚生年金基金（確定給付企業年金を含む。）における掛金の減額等の制限が緩和されたこと</u></p> <p>当委員会では、<u>こうした状況に鑑み、平成 16 年 11 月に、積立超過（年金資産が退職給付債務を超えること）の会計処理について検討を行うこととした。</u></p> <p><b>【一部改正その 2】</b></p> <p>7. 当委員会では、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）による制度改正を踏まえて、平成 17 年 4 月以降、厚生年金基金に係る政府からの交付金の会計処理について検討を行ってきたが、その議論の過程で上記のような総合設立の厚生年金基金に係る論点（複数事業主制度の企業年金の取扱い）についても問題指摘がなされたことから、これも検討することとしていた。</p> <p><u>具体的な検討は、退職給付会計基準注解（注 12）に基づく会計処理を採用していた場合における制度間移行等の取扱いと、当該会計処理の適用要件の見直し（開示の拡充の検討を含む。）の 2 つの論点に分けて行われた。この</u></p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>46. さらに、<u>欧州連合（EU）における第三国会計基準の同等性評価に関連して提案された欧州証券規制当局委員会（CESR）による「技術的助言」（平成 17 年 7 月）では、退職給付債務の計算における割引率の取扱いその他の点が国際財務報告基準（IFRS）と我が国の会計基準の相違点として指摘された。当委員会は、会計基準の国際的なコンバージェンスを進める観点から、平成 20 年 7 月に、平成 10 年会計基準の一部を改正する企業会計基準第 19 号を公表した（第 65 項参照）。</u></p>	<p><u>うち前者については、平成 19 年 2 月に改正した実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」により一定の対応が図られており、本会計基準では、後者の論点に係る検討の結果を示している。</u></p> <p><b>【一部改正その 3】</b></p> <p>8. <u>退職給付会計基準では、退職給付債務の測定に発生給付評価方式が用いられるなど、国際的な会計基準と同様の取扱いが採用されているが、いくつかの点で異なる取扱いも定められている。欧州連合（EU）における第三国会計基準の同等性評価に関連して提案された欧州証券規制当局委員会（CESR）による「技術的助言」（平成 17 年 7 月）の中でも、退職給付債務の計算における割引率の取扱いその他の点が国際財務報告基準（IFRS）と我が国の会計基準の相違点として指摘されていた。</u></p> <p><u>一方、現在、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）はそれぞれの退職給付に関する会計基準を見直すプロジェクトを立ち上げており、将来的には、当該基準のコンバージェンスに向けて両者が共同して作業を行っていくことが表明されている。これに関しては、当委員会としても、IASB との間の「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みの合意）において、退職給付に関する会計基準を含め将来的に IASB で開発される予定の会計基準については、その検討の段階から緊密に作業を行うことを表明している。</u></p> <p>9. <u>当委員会は、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みを進めるにあたり、退職給付に関する会計基準については、上記の国際的な議論と歩調を合わせて検討することが適当と考えられる中長期的な取組みと、これに先立って見直すべき短期的な取組みとに分けて取り組むこととし、短期的な取組みにおいては、退職給付債務の計算における割引率の取扱いを論点として取り上げることとした。本会計基準は、平成 20 年 3 月に公表した公開草案に対して</u></p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><b>平成 24 年改正会計基準の公表</b></p> <p>47. <u>当委員会と国際会計基準審議会（IASB）は、平成 19 年 8 月に「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）を公表した。当委員会では、国際的な会計基準における見直しの議論と歩調を合わせ、退職給付に関する会計基準の見直しについて、中長期的に取り組むこととしている。</u></p> <p>48. <u>平成 21 年 1 月には、今後の取組みの中で、退職給付に関する会計基準等をどのように見直していくかについての検討に資するよう、「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表し、広く意見を求めた。当委員会は、論点整理に寄せられたコメントを分析し検討を重ねた結果、我が国における退職給付に関する会計基準の見直しを 2 つのステップに分け、ステップ 1 においては、以下を取り扱うこととした。</u></p> <p>(1) <u>未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法の見直し（第 55 項及び第 56 項参照）</u></p> <p>(2) <u>退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し（第 57 項、第 60 項から第 63 項及び第 66 項参照）</u></p> <p>(3) <u>開示の拡充（第 77 項参照）</u></p> <p><u>平成 22 年 3 月には、平成 10 年会計基準を改正する企業会計基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準（案）」（第 44 項から第 46 項に掲げた平成 10 年会計基準の一部を改正する 3 つの企業会計基準も引き継いでいる。）を公表し、広く意見を求めた。公開草案に対して寄せられたコメントの中には、退職給付会計の改正は関連諸制度との調整が必要となること等を踏まえて、個別財務諸表への適用は慎重に検討すべきという意見があった。こうした中、個別財務諸表を当面どのように取り扱うべきかについて意見を</u></p>	<p><u>当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案を一部修正した上で公表に至ったものである。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>聴取するために、公益財団法人財務会計基準機構内において平成 22 年 9 月に「<u>単体財務諸表に関する検討会議</u>」（以下「<u>単体検討会議</u>」という。）が設置され、<u>未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いが当該会議における論点の1つとして取り上げられて議論された。単体検討会議の報告書は平成 23 年 4 月に公表され、当委員会では報告書で示された方向性の考え方を十分斟酌しつつ、その後も時間をかけて慎重に検討を重ねた（第 86 項から第 89 項参照）。平成 24 年に改正した本会計基準（以下「平成 24 年改正会計基準」という。）は、このような経緯を経て、公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。</u></p> <p>49. <u>退職給付に関する会計基準の見直しを2つのステップに分ける進め方に関して、公開草案に対して寄せられたコメントの中には、基本的な方向性を支持する意見があった一方で、IASB における退職給付会計の見直しが確定してから結論を出すべきという意見や、短期間に複数回の基準改正は負担が大きくなる懸念があるという意見があった。こうした意見を踏まえ、当委員会において審議した結果、①貸借対照表が積立状況を示すようになることや注記事項を拡充することなどによって、財務諸表利用者の理解可能性を高め、透明性の向上による財務報告の改善を早期に図ることになる観点や、②貸借対照表上の取扱いは IASB における退職給付会計の見直しと整合的であり、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しと併せてコンバージェンスを図る観点から、平成 24 年改正会計基準を公表することとした。</u></p> <p><b>範 囲</b></p> <p>50. <u>退職給付意見書及び平成 10 年会計基準は、役員の退職慰労金について、労働の対価との関係が必ずしも明確でないことを理由に、直接対象とするものではないとしていた。平成 24 年改正会計基準でも基本的にこうした取扱いを踏襲している（第 3 項ただし書き参照）。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><b>用語の定義</b></p> <p>51. <u>平成 24 年改正会計基準では、国際的な会計基準も参考に、確定拠出制度と確定給付制度の定義を明示したが、これまでの考え方を考えるものではない（第 4 項及び第 5 項参照）。</u></p> <p>52. <u>平成 10 年会計基準における「過去勤務債務」を、平成 24 年改正会計基準では「過去勤務費用」という名称に改めているが、これは、年金財政計算上の「過去勤務債務」とは異なることを明瞭にするためであり、その内容の変更を意図したものではない。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p><b>確定給付制度の会計処理</b></p> <p><b>基本的な考え方</b></p> <p>53. <u>平成 10 年会計基準は退職給付について、その支給方法や積立方法が異なっているとしても退職給付であることに違いはなく、企業会計において退職給付の性格は、労働の対価として支払われる賃金の後払いであるという考え方に立ち、基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものと捉えていた。このような捉え方に立てば、退職給付は、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用的支出であり、当期の負担に属すべき金額は、その支出の事実に基づくことなく、その支出の原因又は効果の期間帰属に基づいて費用として認識するという企業会計における考え方が、企業が直接給付を行う退職給付のみならず企業年金制度による退職給付にも当てはまる。したがって、退職給付はその発生した期間に費用として認識することとなる。</u></p>	<p><b>【意見書】三 基本的考え方</b></p> <p>2. <u>個別意見書は、退職給付の性格に関して、賃金後払説、功績報償説、生活保障説といったいくつかの考え方を示しつつ、企業会計においては、退職給付は基本的に労働協約等に基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払いである」という考え方に立っている。退職給付の性格については、社会経済環境の変化等により実態上は様々な捉え方があるが、<u>今般の会計基準の検討にあたっては、退職給付は基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものと捉えることとした。</u></u></p> <p><u>このような捉え方に立てば、退職給付は、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用的支出であり、「当期の負担に属すべき退職金の金額は、その支出の事実に基づくことなく、その支出の原因又は効果の期間帰属に基づいて費用として認識する」との企業会計における従来の考え方は、企業年金制度による退職給付についても同じく当てはまると考えられる。したがって、退職給付はその発生した期間に費用として認識することが必要である。</u></p> <p>(以下 略)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>54. <u>平成 24 年改正会計基準</u>においても、将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の費用として計上するとともに負債の部に計上するという基本的な会計処理の考え方を引き継いでいる。さらに、<u>平成 10 年会計基準</u>が採用していた次のような退職給付に係る会計処理に特有の事象についての考え方についても踏襲している。</p> <p>(1) 負債の計上にあたって外部に積み立てられた年金資産を差し引くとともに、年金資産の運用により生じると期待される収益を、退職給付費用の計算において差し引くこと</p> <p>(2) 退職給付の水準の改訂及び退職給付の見積りの基礎となる計算要素の変更等により過去勤務費用及び数理計算上の差異が生じるが、これらは、原則として、一定の期間にわたって規則的に、費用処理すること</p> <p><b>貸借対照表、損益計算書及び包括利益計算書（又は損益及び包括利益計算書）での取扱い</b></p> <p>55. <u>平成 10 年会計基準</u>は、数理計算上の差異及び過去勤務費用を平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理することとし、費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用）については貸借対照表に計上せず、これに対応する部分を除いた、積立状況を示す額を負債（又は資産）として計上することとしていた。しかし、一部が除かれた積立状況を示す額を貸借対照表に計上する場合、積立超過のときに負債（退職給付引当金）が計上されたり、積立不足のときに資産（前払年金費用）が計上されたりすることがあり得るなど、退職給付制度に係る状況について財務諸表利用者の理解を妨げているのではないかという指摘があった。</p>	<p><b>【意見書】四 会計基準の要点と考え方</b></p> <p><b>1 会計基準の基本的考え方</b></p> <p><u>退職給付に係る会計処理</u>については、将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上することが、<u>企業会計原則</u>に基づく基本的な会計処理の考え方である。<u>このような基本的処理に加え</u>、退職給付に係る会計処理に特有の事象について<u>次のような考え方を採用することとした</u>。</p> <p>(1) <u>企業年金制度に基づく退職給付</u>においては、負債の計上にあたって外部に積み立てられた年金資産を差し引くとともに、年金資産の運用により生じると期待される収益を、退職給付費用の計算において差し引くこと</p> <p>(2) 退職給付の水準の改訂及び退職給付の見積りの基礎となる計算要素の変更等により過去勤務債務及び数理計算上の差異が生じるが、これらは、原則として、<u>負債の計上にあたって差し引くとともに、一定の期間にわたり規則的に費用として処理すること</u></p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><u>このため、平成 24 年改正会計基準では、国際的な会計基準も参考にしつつ検討を行い、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上、純資産の部（その他の包括利益累計額）に計上することとし、積立状況を示す額をそのまま負債（又は資産）として計上することとした（第 13 項、第 24 項また書き及び第 25 項また書き参照）。なお、個別財務諸表においては、当面の間、これらの取扱いを適用しないことに留意が必要である（第 39 項(1)及び(2)並びに第 86 項から第 89 項参照）。</u></p> <p>56. <u>一方、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法については変更しておらず、従来どおり平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に費用処理されることとなる（第 24 項及び第 25 項参照）。この結果、平成 24 年改正会計基準では、数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分をその他の包括利益に含めて計上し、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に当期純利益を構成する項目として費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行うこととした（第 15 項参照）。</u></p> <p><b>退職給付債務及び勤務費用</b> <b>（退職給付見込額の見積り）</b></p> <p>57. <u>平成 10 年会計基準は、退職給付見込額に考慮すべき、合理的に見込まれる退職給付の変動要因（第 18 項参照）として、確実に見込まれる昇給等を挙げていた。しかしながら、退職給付債務及び勤務費用の計算基礎の 1 つである予想昇給率について、確実なものだけを考慮する場合、割引率等の他の計算基礎との整合性を欠く結果になると考えられることや、国際的な会計基準では確実性までは求められていないことを勘案し、平成 24 年改正会計基準では、確実に見込まれる昇給等ではなく、予想される昇給等を考慮すべきこととした（(注 5)参照）。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><b>【意見書】四 会計基準の要点と考え方</b></p> <p><b>2 退職給付費用の処理に関する基本的考え方</b></p> <p><u>将来の退職給付のうち当期の負担に属する金額の計算方法としては、退職時に見込まれる退職給付の総額について合理的な方法により各期の発生額を見積り、これを一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき現在価値額に割り引く方法を採用することとした。この方法においては、割引率等の計算基礎が会計数値の計算上重要な要素となることから、計算基礎を合理的に決定することが必要である。</u></p> <p>(1) <u>退職時に見込まれる退職給付の総額</u></p> <p><u>実際の退職給付の支払いは退職時における退職給付の額に基づいて行わ</u></p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><b>(平成 10 年会計基準における退職給付見込額の期間帰属方法)</b></p> <p>58. <u>平成 10 年会計基準及び退職給付意見書は、労働の対価として退職給付の発生額を見積る観点からは、勤務期間を基準とする方法が国際的にも合理的で簡便な方法であると考えられているとし、第 19 項(1)に定める期間定額基準を退職給付見込額の期間帰属方法の原則的な方法としていた。しかしながら、平成 10 年会計基準の公表直前に改正された国際会計基準 (IAS) 第 19 号「従業員給付」では、その公開草案の段階で期間定額基準に類似した方法が提案されたものの、最終的には第 19 項(2)に定める給付算定式基準が採用されている。また、昭和 60 年 (1985 年) に公表された米国財務会計基準書 (SFAS) 第 87 号「事業主の年金会計」(現在は、FASB Accounting Standards Codification™ (FASB による会計基準のコード化体系) の Topic715「労働対価—退職給付」に含まれている。)に基づく実務では、勤務期間を基準とした退職給付見込額の期間帰属が広く行われているが、これは、同基準により求められる給付算定式基準を、米国で一般的な退職給付制度に当てはめた結果であると考えられる。</u></p> <p>59. <u>平成 10 年会計基準及び退職給付意見書は、期間定額基準以外の期間帰属方法として、給与基準と支給倍率基準を挙げていたが、これらの方法は一定の場合にのみ認められるとしていた。また、退職給付実務指針では、一定の場合に限り、ポイント基準が認められていた。</u></p>	<p><u>れるものであり、現時点の退職給付の支払額のみに基づいて将来の退職給付の額を見積ることは、退職給付の実態が適切に反映していないと考えられる。したがって、退職時に見込まれる退職給付の額は、退職時まで合理的に見込まれる退職給付の変動要因を考慮して見積ることとした。</u></p> <p><u>(2) 各期の発生額の見積り</u></p> <p><u>各期の退職給付の発生額を見積る方法としては、勤務期間を基準とする方法、全勤務期間における給与総支給額に対する各期の給与額の割合を基準とする方法、退職給付の支給倍率を基準とする方法等が考えられる。このような考え方の中で、労働の対価として退職給付の発生額を見積る観点からは、勤務期間を基準とする方法が国際的にも合理的で簡便な方法であると考えられている。したがって、我が国においても、この方法を原則とすることとした。</u></p> <p><u>なお、我が国では、一般に全勤務期間の給与額を体系的に定めている場合が多く、退職給付の算定基礎となる各期の給与額に各期の労働の対価が合理的に反映されていると認められる場合が多いと考えられるため、このような企業については、全勤務期間における給与総支給額に対する各期の給与額の割合を基準とする方法を用いることが認められる。一方、退職給付の支給倍率は一定の勤務期間を経て急増することが一般的であり、労働の対価性よりも勤続に対する報償的側面を反映していると考えられるため、支給倍率の増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合を除き、支給倍率を基準とする方法を用いることは適当でない。</u></p>



本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><u>(平成 24 年改正会計基準による退職給付見込額の期間帰属方法の見直し)</u></p> <p>60. <u>当委員会は、平成 21 年に公表した論点整理の中で、我が国の会計基準における退職給付見込額の期間帰属方法を、国際的な会計基準と同様に、第 19 項(2)に定める給付算定式基準に変更すべきかを論点として示し、論点整理に寄せられたコメントも踏まえて検討を行った。検討の過程では、給付算定式基準を導入すべきとされたものの、期間定額基準については廃止すべきか、あるいは両者の選択適用とすべきかについて意見が分かれた。</u></p> <p>61. <u>期間定額基準を選択適用で認めるべきという意見は、我が国の退職給付会計では退職給付見込額の期間帰属方法を費用配分の方法として捉えており(第 53 項参照)、直接観察できない労働サービスの費消態様に合理的な仮定を置かざるを得ないことを踏まえれば、労働サービスに係る費用配分の方法は一義的に決まらず、勤務期間を基礎とする費用配分の方法(期間定額基準)についても、これを否定する根拠は乏しいという考え方に基づいている。また、給付算定式基準では、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となる場合(給付算定式に従う給付が著しく後加重である場合)、その部分について均等に生じるものとみなして補正すべきとされているが、これは、勤務期間を基礎とする配分に一定の合理性を認めていることを示唆している、という意見もある。</u></p> <p>62. <u>一方、期間定額基準を廃止すべきという意見は、この方法の採用の経緯(第 58 項参照)を踏まえれば、これを改めて支持する根拠を欠くという考え方に基づいている。また、勤続年数の増加に応じた労働サービスの向上を踏まえれば、毎期の費用を定額とする期間定額基準よりも、給付算定式に従って費用が増加するという取扱いの方が実態をより表すものであり、勤務をしても給付が増加されない状況(定年直前に給付額が頭打ちになる場合や、将来給付すべての減額の場合など)でも費用を認識する点で期間定額基準は妥当でないという考え方や、給付算定式に従う給付が著しく後加重である場合など、勤務期間を基礎とする費用配分が適当な状況があるとしても、</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><u>すべての勤務期間について配分する必要はないという考え方にも基づいている。このほか、退職給付債務の計算は給付算定式を基礎とすべきであり、これと直接関連しない測定値となる期間定額基準は妥当でないという考え方もある。</u></p> <p>63. <u>検討の結果、期間定額基準が最適とはいえない状況があったとしても、これを一律に否定するまでの根拠はないことや、また、国際的な会計基準では、キャッシュ・バランス・プランを含めた一部の制度に対する給付算定式に従った方法の適用が不明確なため、この方法の見直しが検討されていることを踏まえ、適用の明確さでより優れていると考えられる期間定額基準についても、給付算定式基準との選択適用という形で認めることとした（第 19 項参照）。</u></p> <p><b>（厚生年金基金の代行部分）</b></p> <p>64. <u>厚生年金基金制度は、給付算定式や計算基礎が異なり得る、加算部分及び代行部分から構成される。すなわち、加算部分については、最終給与比例制度やポイント制度など、企業が独自に給付設計できるのに対して、代行部分については平均標準報酬月額に基づく、一種の平均給与比例制度として給付額が算定される。</u></p> <p><u>平成 10 年会計基準は、当該制度は実態として、1 つの運営主体によって、資産が一体として運用され一括して給付が行われており、区分計算することが難しいこと、母体企業が制度の運営及び維持に実質的に関与しており、過去勤務債務等が発生したときには、通常、全額を母体企業が負担している場合が多いことなどを理由に、企業会計においては、それぞれの部分を区分せずこれを全体として 1 つの退職給付制度とみなした上で、財政計算上の計算方法にかかわらず同一の会計処理を適用することとしていた。平成 24 年改正会計基準では検討の対象（第 48 項参照）としなかったため、原則として従来の考え方を変更していない。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><b>【意見書】三 基本的考え方</b></p> <p>3 <u>企業年金制度を採用している場合の取扱いについては以下のとおりとした。</u></p> <p>(1) <u>本基準では、確定給付型の企業年金制度を前提とした会計処理を示した。</u></p> <p><u>なお、厚生年金基金制度のように、給付水準や財政計算が異なる部分（加算部分及び代行部分）から構成されている制度や従業員からの拠出部分がある制度があるが、これらについては次のような考え方を採ることとした。</u></p> <p>① <u>このような制度における資産及び給付負担はそれぞれの部分から構成されることから、それぞれを区別して計算するとの考え方もある。しかし、実態としては、1 つの運営主体によって、資産が一体として運用され一括して給付が行われており、区分計算することが難しいこと、母体企業が制度の運営及び維持に実質的に関与しており、過去勤務債務等が発生したときには、通常、全額を母体企業が負担している場合が多いことから、企業会計においては、それぞれの部分を区分せずこれを全体として 1 つの退職給付制度とみなして、財政計算上の計算方法にかかわらず同一の会計処理を適用することとした。</u></p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><u>なお、給付算定式基準によって制度全体の退職給付債務を計算するにあたって、加算部分と代行部分とで給付算定式や計算基礎が異なる場合には、加算部分と代行部分について、それぞれの給付算定式及び計算基礎に基づくことが適当と考えられる。</u></p> <p><b>(割引率)</b></p> <p>65. <u>平成10年会計基準では、同注解(注6)なお書きにより、「割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる」こととされていた。これは、期末における利回りを基礎とすることを原則的な考え方としながらも、相当長期間にわたって割り引かれる性質を持つ退職給付債務に関して、期末一時点の市場利回りで割り引くことが必ずしも適切とはいえない場合があることが考慮されていたためと考えられる。</u></p> <p>しかしながら、一定期間の利回りの変動を考慮して決定される割引率が期末における市場利回りを基礎として決定される割引率よりも信頼性があると合理的に説明することは通常困難であると考えられること<u>などから、国際的な会計基準とのコンバージェンスを推進する観点も踏まえ、平成20年に公表した企業会計基準第19号では、平成10年会計基準注解(注6)の定めについてなお書きを削除し、また、割引率は期末における利回りを基礎とすることを明示するよう改正をした。平成24年改正会計基準(注6)も、この改正後の定めを引き継いでいる。</u></p>	<p><b>【一部改正その3】</b></p> <p>10. <u>退職給付会計基準 二.2.(4)では、「退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならない。」とされ、一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき現在価値額に割り引く現価方式を採用している。この場合における割引率は、他の基礎率と同様に原則として期末におけるものと考えられているが、従来の退職給付会計基準注解(注6)では、「なお、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。」とされていた。</u></p> <p>これは、<u>退職給付債務の計算における割引率について、期末における利回りを基礎とすることを原則的な考え方としながらも、相当長期間にわたって割り引かれる性質を持つ退職給付債務に関して、期末一時点の市場利回りで割り引くことが必ずしも適切とはいえない場合があることが考慮されていたものと考えられる。</u></p> <p>11. <u>しかしながら、退職給付会計基準の適用後、同注解(注6)のなお書きの定めを利用して過去5年間の債券の利回りの平均値が割引率として広く用いられている現行の実務に対しては、その本来の趣旨に合っていないのではないかという意見があった。本会計基準では、国際的な会計基準とのコンバージェンスを推進する観点も踏まえ、一定期間の利回りの変動を考慮して決定される割引率が期末における市場利回りを基礎として決定される割引率よりも信頼性があると合理的に説明することは通常困難であると考えられることから、原則的な考え方をより重視して、退職給付会計基準注解(注6)にあったなお書きを削除し、割引率は期末における利回りを基礎とすることを明</u></p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>なお、退職給付債務や勤務費用の計算にあたっては、合理的な補正方法によって、<u>期末の割引率による計算結果を求めることができるもの</u>と考えられる。</p> <p>66. <u>退職給付債務の割引計算における割り引く期間としては、退職給付の支払見込日までの期間が適当と考えられるが、平成 10 年会計基準は、必ずしもこれと一致しない退職日までの期間を前提とした定めを置いていたことから、平成 24 年改正会計基準ではそうした部分の記載を削除している。</u></p> <p><b>数理計算上の差異及び過去勤務費用の会計処理</b>  <b>(退職給付意見書及び平成 10 年会計基準による考え方)</b></p> <p>67. <u>退職給付意見書及び平成 10 年会計基準は、過去勤務費用及び数理計算上の差異について、次の(1)から(3)に掲げる考え方を採っていた。</u></p> <p>(1) <u>過去勤務費用及び数理計算上の差異については、その発生した時点において費用とする考え方があるが、国際的な会計基準では一時の費用とはせず一定の期間にわたって一部ずつ費用とする、又は、数理計算上の</u></p>	<p>示した(第 2 項参照)。</p> <p><u>なお、この改正によっても、これまでと同様に、割引率に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができる(退職給付会計基準注解(注 10))。</u></p> <p><b>(退職給付債務の計算における合理的な補正方法の利用)</b></p> <p>12. <u>本会計基準の適用によって、退職給付債務の計算に用いるべき割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することはできないこととなり、期末における市場利回りを基礎として決定することとされたため、実務上の負担が増加するのではないかとする指摘があった。</u></p> <p><u>しかしながら、退職給付債務や勤務費用の計算については、従来から、割引率のみ異なる複数の結果をもとに、合理的な補正方法によって、それら以外の割引率による計算結果を求めることができるため、このような方法によることで、当該負担の一定の軽減が可能と考えられる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><b>【意見書】四 会計基準の要点と考え方</b>  <b>3 過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理</b></p> <p>過去勤務債務及び数理計算上の差異については、その発生した時点において費用とする考え方があるが、諸外国では一時の費用とはせず一定の期間にわたって一部ずつ費用とする。又は、数理計算上の差異については一定の範</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>差異については一定の範囲内は認識しないという処理(回廊アプローチ)が行われている。</p> <p>こうした会計処理については、過去勤務<u>費用</u>の発生要因である給付水準の改訂等が従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに行われる面があること、また、数理計算上の差異には予測と実績の乖離のみならず予測数値の修正も反映されることから各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが退職給付に係る債務の状態を忠実に表現するとは<u>いえない</u>面があること等の考え方が示されている。このように、過去勤務<u>費用</u>や数理計算上の差異の性格を一時の費用とすべきものとして一義的に決定づけることは難しいと考えられる。</p> <p>(2) 数理計算上の差異の取扱いについては、退職給付債務の数値を毎期末時点において厳密に計算し、その結果生じた計算差異に一定の許容範囲(回廊)を設ける方法と、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法(重要性基準)が考えられる。退職給付<u>費用</u>が長期的な見積計算であることから、このような重要性による判断を認めることが適切と考え、数理計算上の差異の取扱いについては、重要性基準((注8)参照)の考え方によることとした。</p> <p>また、計算基礎にこのような重要性による判断を認めた上で回廊を設けることとする場合、実質的な許容範囲の幅が極めて大きくなることから、重要性基準に加えてさらに回廊を設けることとはしないこととした。</p> <p>(3) 基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じた場合において計算基礎の見直しを行ったときなどに生じる数理計算上の差異については<u>は</u>、過去勤務<u>費用</u>と同じく、平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理することとして<u>いる</u>。この場合、一定の年数での規則的処理には、発生した期に全額を処理する方法を継続して採用することも含まれる。</p>	<p>圈内は認識しないという処理(回廊アプローチ)が行われている。</p> <p>こうした会計処理については、過去勤務<u>債務</u>の発生要因である給付水準の改訂等が従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに行われる面があること、また、数理計算上の差異には予測と実績の乖離のみならず予測数値の修正も反映されることから各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが退職給付に係る債務の状態を忠実に表現するとは<u>言えない</u>面があること等の考え方が示されている。このように、過去勤務<u>債務</u>や数理計算上の差異の性格を一時の費用とすべきものとして一義的に決定づけることは難しいと考えられる。</p> <p><u>また</u>、数理計算上の差異の取扱いについては、退職給付債務の数値を毎期末時点において厳密に計算し、その結果生じた計算差異に一定の許容範囲(回廊)を設ける方法と、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法(重要性基準)が考えられる。<u>本基準では</u>、退職給付<u>債務</u>が長期的な見積計算であることから、このような重要性による判断を認めることが適切と<u>考えられるため</u>、数理計算上の差異の取扱いについては、重要性基準の考え方によることとした。また、計算基礎にこのような重要性による判断を認めた上で回廊を設けることとする場合、実質的な許容範囲の幅が極めて大きくなることから、重要性基準に加えてさらに回廊を設けることとはしないこととした。<u>なお</u>、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じた場合において計算基礎の見直しを行ったときなどに生じる数理計算上の差異について、過去勤務<u>債務</u>と同じく、平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理することとし、<u>未認識の過去勤務債務及び数理計算上の差異は貸借対照表に計上しないこととした</u>。この場合、一定の年数での規則的処理には、発生した期に全額を処理する方法を継続して採用することも含まれる。</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><b>(平成 24 年改正会計基準の考え方)</b></p> <p>68. <u>当委員会が公表した企業会計基準第 19 号の審議の過程では、第 63 項に掲げた平成 10 年会計基準注解(注 6)なお書きの削除に合わせ、回廊(前項(2)参照)の導入と重要性基準(前項(2)参照)の廃止を検討対象に含めるべきかが審議されたが、IASB が進めている退職給付会計の見直しの中では、回廊を含めたいわゆる遅延認識の廃止の議論がなされている途中であったことも考慮し、これらを含めないこととした。</u></p> <p><u>したがって、平成 24 年改正会計基準は数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理に対する第 67 項の考え方をそのまま踏襲している(第 48 項及び第 0 項参照)。</u></p> <p><b>年金資産</b></p> <p>69. <u>企業年金制度を採用している企業などでは、退職給付に充てるため外部に積み立てられている年金資産が存在する。この年金資産は退職給付の支払のためのみに使用されることが制度的に担保されていることなどから、これを収益獲得のために保有する一般の資産と同様に企業の貸借対照表に計上することには問題があり、かえって、財務諸表の利用者に誤解を与えるおそれがあると考えられる。また国際的な会計基準においても年金資産を直接貸借対照表に計上せず、退職給付債務からこれを控除することが一般的である。</u></p> <p><u>したがって、年金資産の額は退職給付に係る負債の計上額の計算にあたって</u></p>	<p><b>【一部改正その 3】</b></p> <p>14. <u>審議の過程では、退職給付会計基準注解(注 6)のなお書きを削除する場合には、回廊アプローチの導入を合わせて行わないと、我が国の退職給付会計基準の取扱いが国際的な会計基準の取扱いと比較して金利の変動による影響を受けやすいものになるのではないかとの意見があった。他方、退職給付会計基準注解(注 6)のなお書きを削除したとしても、重要性基準の取扱いを現行のまま残してしまうと、必ずしも退職給付債務を期末における割引率に基づき計算することにはならず国際的な会計基準と異なることとなるため、むしろこの取扱いこそ見直す必要があるとする意見もあった。</u></p> <p>15. <u>当委員会での審議の結果、今回の短期的な取組みの性格上、退職給付会計基準の現行の枠組みを大きく変更することとなる回廊アプローチの導入を検討することは適当でないと考えられることから、今回の検討の対象に含めないこととした。なお、これには、現在 IASB で進められている退職給付に係るプロジェクトにおいて、回廊アプローチを含む遅延認識を廃止すべきかの議論がなされている途中であることも考慮された。</u></p> <p><b>【意見書】四 会計基準の要点と考え方</b></p> <p><b>4 年金資産</b></p> <p><u>企業年金制度を採用している企業には、退職給付に充てるため外部に積み立てられている年金資産が存在する。この年金資産は退職給付の支払いのためのみに使用されることが制度的に担保されていることから、これを収益獲得のために保有する一般の資産と同様に企業の貸借対照表に計上することには問題があり、かえって、財務諸表の利用者に誤解を与えるおそれがあると考えられる。また諸外国の基準においても年金資産を貸借対照表に計上せず、年金給付に係る債務の計算においてこれを控除することが一般的である。</u></p> <p><u>したがって、年金資産の額を公正な評価額により測定し、当該金額は退</u></p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>差し引くこととしている。この場合、<u>年金資産の額が退職給付債務の額を上回る場合には、退職給付に係る資産として貸借対照表に計上することになる</u>（第13項ただし書き及び第27項参照）。</p> <p><b>（退職給付に係る資産の上限）</b></p> <p>70. <u>平成10年会計基準注解(注1)では、次のような考え方にに基づき、「実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合には、当該超過額を資産及び利益として認識してはならない」とする資産の上限の定めを設けていた。</u></p> <p>(1) <u>外部に積み立てられている年金資産を企業の資産として認識することは適当でないこと</u></p> <p>(2) <u>当該超過額が将来退職給付費用の減少につながるとしても、一般的に年金資産の払戻しには制限があることから、企業への当該超過額の払戻しが行われない限り、これを利益として認識することは適当でないこと</u></p> <p>71. <u>しかし、その後に厚生年金基金の代行返上が可能とされたことや、厚生年金基金（確定給付企業年金を含む。）における掛金の減額等の制限が緩和されたことなど、平成10年会計基準の上限の定め的前提となる制約（前項(1)及び(2)参照）が概ね解消したことから、平成17年に公表された企業会計基</u></p>	<p><u>職給付に係る負債の計上額の計算にあたって差し引くこととした。この場合、財政計算による掛金の拠出額と会計上の退職給付費用の額とが異なるときに、会計上の退職給付費用を超えて拠出された掛金に相当する部分は、経過的に前払年金費用として貸借対照表に計上することとした。ただし、企業年金制度に基づいて積み立てられた資産以外の資産については、退職給付の原資とすることを意図している場合であっても、これを退職給付債務から控除することはできない。</u></p> <p><u>なお、企業年金制度に基づいて積み立てられた年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過したときや給付水準の引下げにより退職給付債務が減少したときに、年金資産が当該企業年金制度に係る退職給付債務を超過することも考えられる。この場合において、その全額を退職給付債務から控除するときは、当該超過額を実質的に資産処理することにつながるようになるが、外部に積み立てられている年金資産を企業の資産として認識することは適当でない。したがって、当該超過額は退職給付債務から控除できないこととした。また、当該超過額が将来退職給付費用の減少につながるとしても、一般的に年金資産の払戻しには制限があることから、企業への当該超過額の払戻しが行われない限り、これを利益として認識することはできないこととした。一方、給付水準の引下げ等により内部引当に係る退職給付債務が減少する場合は、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理年数に従って費用の減額（費用を超える場合には退職給付引当金の戻入益）として処理することが適切と考えられる。</u></p> <p>（新 設）</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><u>準第 3 号によって、上記の資産の上限の定めを廃止した。</u></p> <p>72. <u>IAS 第 19 号「従業員給付」では、積立状況を示す額が負の値となる場合、退職給付制度からの返還又は将来掛金の減額による経済的便益がないと判断される部分については、資産計上を認めないとしている。本会計基準の審議の過程では、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、資産に上限を定める考え方を再び我が国の会計基準にも導入すべきかについて検討を行ったが、退職給付制度を巡る環境の相違などを踏まえ、今後の IFRS の動向を見極める必要性もあることなどから、平成 24 年改正会計基準では取り扱わないこととした。</u></p> <p><b>小規模企業等における簡便な方法</b></p> <p>73. <u>退職給付意見書では、従業員数が比較的少ない小規模な企業などにおいて、合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合や退職給付の重要性が乏しい場合には、退職給付費用を原則的な方法で計算せず簡便な方法での計算が認められると考えられる、とされていたが、これを見直して国際的な会計基準と同様に、重要性が乏しい場合にのみ簡便な方法を認めるようにすべきという意見があった。</u></p> <p><u>しかしながら、小規模な企業などでは、年齢や勤務期間に偏りがあることなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合があり得ると考えられ、費用対効果の観点に基づいた簡便な方法の認容の必要性は、退職給付意見書の公表後も変わらないと考えたことから、見直しを行わないこととした。</u></p> <p><u>なお、退職給付意見書における上記の「合理的に」を、平成 24 年改正会計基準では「高い信頼性をもって」に変更しているが（第 26 項参照）、これは内容の変更ではなく、退職給付実務指針に存在した従来 of 簡便な方法の具体的な定め（企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に引き継がれている。）に平仄を合わせたものである。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>



本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><b>確定給付制度の開示</b></p> <p><b>表 示</b></p> <p>74. <u>退職給付に係る負債（又は資産）及び退職給付費用の表示については、平成 10 年会計基準の取扱いを踏襲しているが、将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を負債計上額としていた従来の方法から、これらにその他の包括利益を通じて認識される、未認識数理計算上の差異や未認識過去勤務費用に対応する額も負債計上額に加える方法に変更した（第 55 項参照）ことに伴い、「退職給付引当金」及び「前払年金費用」という名称を、それぞれ「退職給付に係る負債」及び「退職給付に係る資産」に変更している（第 27 項参照）。なお、個別財務諸表においては、当面の間、この取扱いを適用せず、従来名称を使用することに留意が必要である（第 39 項(3)及び第 86 項から第 89 項参照）。</u></p> <p>75. <u>新たに退職給付制度を採用したとき又は給付水準の重要な改訂を行ったときに発生する過去勤務費用について、平成 10 年会計基準は、これに係る当期の費用処理額が重要である場合、当該費用処理額を特別損失として計上することを認めていた一方で、退職給付意見書では、その発生時に全額費用処理する場合などにおいて、その金額が重要であるときに、特別損失として計上することを認めていた。</u></p> <p><u>平成 24 年改正会計基準では、規則的な費用処理額が特別損益に計上されることは適当ではないと考えたことから、上記の 2 つの考え方のうち、退職給付意見書のものを引き継ぐこととした（第 28 項参照）。</u></p> <p>76. <u>当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用並びに当期に費用処理された組替調整額については、その内訳の注記が求められる（第 30 項(7)参照）ことと、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」第 9 項において、その他の包括利益の内訳項目ごとに組替調整額の注記が求められることを踏まえ、包括利益計算書（又は損益及び包括利</u></p>	<p><b>【意見書】四 会計基準の要点と考え方</b></p> <p><b>6 表 示</b></p> <p><u>本基準では、企業から直接給付される退職給付と企業年金制度から給付される退職給付について包括的に処理することとしていることから、貸借対照表における退職給付に係る負債の計上は、従来の退職給与引当金の科目に代えて、原則として退職給付引当金の科目をもって表示することとした。</u></p> <p><u>また、新たな退職給付制度の採用又は給付水準の重要な改訂により発生する過去勤務債務を発生時に全額費用処理する場合などにおいて、その金額に重要性があると認められる場合には、これを特別損失として表示することも認められる。</u></p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><u>益計算書)上は区分表示を求めず、それらを一括して表示することとした(第29項参照)。</u></p> <p><b>注記事項</b></p> <p>77. <u>注記事項については、論点整理に対し、財務諸表の有用性をさらに高めるよう、その拡充を求める意見が多く寄せられたことや、より多くの項目を注記している国際的な会計基準とのコンバージェンスを進める観点から、退職給付債務や年金資産の増減の内訳など、国際的な会計基準で採用されている項目を中心に追加している。</u></p> <p><b>確定拠出制度の会計処理及び開示</b></p> <p>78. <u>確定拠出制度の会計処理については、平成10年会計基準では明示されていなかったものの、退職給付意見書の中でその考え方が示され、また、その後公表された企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」などの中で取扱いが定められていた。平成24年改正会計基準での定義(第4項参照)、会計処理及び開示(第31項及び第32項参照)は、こうした従来の考え方や取扱いを踏襲したものである。</u></p> <p><b>複数事業主制度の会計処理及び開示</b></p> <p>79. <u>複数事業主制度の会計処理及び開示(第33項参照)については、基本的に、平成10年会計基準の取扱い及びこれを改正する企業会計基準第14号の取扱いを踏襲している。</u></p> <p><b>適用時期等</b></p>	<p><b>【意見書】四 会計基準の要点と考え方</b></p> <p><b>7 注記</b></p> <p><u>本基準では退職給付に係る包括的な会計処理方法を示したことに対応し、財務諸表の有用性をさらに高める観点から、次の事項についてわかりやすい注記を行うことが必要である。</u></p> <p>(1) <u>企業の採用する退職給付制度に関する説明</u></p> <p>(2) <u>退職給付債務及び退職給付費用の内訳</u></p> <p>(3) <u>退職給付債務等の計算基礎</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>80. <u>本会計基準の適用によって生じ得る会計方針の変更には、次のものがある。</u></p> <p>(1) <u>未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理（第 55 項及び第 56 項参照）</u></p> <p>(2) <u>退職給付見込額の期間帰属方法（第 19 項参照）を含む退職給付債務及び勤務費用の計算方法（第 57 項、第 60 項から第 63 項及び第 66 項参照）</u></p> <p>(3) <u>特別損益に計上できる過去勤務費用（第 75 項参照）</u></p> <p><u>このうち、(2)の変更には、新たな年金数理計算のために一定の準備期間を要するという意見があったことから適用時期を分け、(2)に関連する定めについては適用時期を遅らせることとした（第 35 項参照）。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>81. <u>前項に示した本会計基準の適用により生じ得る会計方針の変更のうち、(1)については原則として当期純利益及び利益剰余金に影響を与えないことから（第 56 項参照）、年度末の財務諸表からの適用とする一方で、(2)はこれらに影響を与えることを踏まえ、期首からの適用とした。また、(3)についても当期純利益に影響を与え得ることから、(2)と併せて適用することとした（第 34 項及び第 35 項参照）。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>82. <u>過去の財務諸表に対して、本会計基準が定める新たな会計処理の遡及適用（企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 4 項(9)）を求める場合、変更後の未認識数理計算上の差異の残高を算定するために、平成 10 年会計基準の適用と制度の開始のいずれか新しい方の時点以後の各事業年度の退職給付債務をすべて再計算するという過度な負担が生じることになるため、過去の財務諸表への遡及適用は求めないこととした（第 37 項参照）。</u></p> <p><u>なお、退職給付債務及び勤務費用の定め（第 16 項から第 21 項参照）の適用初年度（第 38 項参照）後において、正当な理由により退職給付見込額の期間帰属方法を変更する場合には、原則として、企業会計基準第 24 号第 6</u></p>	<p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p><u>項(2)の定めに従って遡及適用することになる。</u></p> <p>83. <u>退職給付見込額の期間帰属方法の変更によって生じる退職給付債務の変動は、見積数値と実績との差異又は見積数値の変更等により発生した差異という、数理計算上の差異の定義（第 11 項参照）とは必ずしも整合しないことから、当該変動を含めた第 35 項の適用によって生じる退職給付債務の変動については、期首の数理計算上の差異に加減するのではなく、期首の利益剰余金に加減するものとした。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>84. <u>本会計基準の適用にあたっては、過去の期間の財務諸表に対する遡及処理は行われぬ（第 37 項参照）。したがって、本会計基準が定める新たな注記事項（第 30 項参照）についても、過去の期間に対する財務諸表の組替え（企業会計基準第 24 号第 4 項(10)）を行わないことに留意が必要である。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>85. <u>本会計基準の適用時期に関して、公開草案の段階では、第 80 項(2)及び(3)を除く事項（第 80 項(1)など）については平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から、第 80 項(2)及び(3)については平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとしていたが、公開草案に対して寄せられたコメントの中には、本会計基準を導入するための実務上の受入準備が整わないという意見があった。さらに、個別財務諸表を巡る審議状況なども踏まえて検討した結果、第 80 項(2)及び(3)を除く事項（第 80 項(1)など）については平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとし、これに併せて、早期適用についても、本会計基準を公表後に関係各方面にて準備する期間を一定程度確保する観点から、適用時期を見直した（第 34 項参照）。また、第 80 項(2)及び(3)については平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとしたが、審議の過程では、数理計算の準備状況（適用上の判断に係る準備も含む。）等から当該年度の期首からの適用が困難となる場合も懸念されるという意見があったことを踏まえ、当該年度の期首から第 80 項(2)及び(3)の定めを適用することが実務上困難な場合には、所定の注記を行うこ</u></p>	<p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>とを条件に、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からの適用も認めることとした（第 35 項参照）。</p> <p><b>（個別財務諸表における当面の取扱い）</b></p> <p>86. <u>公開草案に対して寄せられたコメントの中には、本会計基準を個別財務諸表へ適用することについて慎重に検討すべきという意見があり、とりわけ公開草案で提案された内容のうち、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用（以下「未認識項目」という。）を負債計上する取扱いは、重要な論点として審議された。また、本論点は単体検討会議においても議論され、当該会議の報告書では、年金法制との関係の観点や分配可能額に影響を与える可能性等を踏まえ、慎重に対処し連結先行も含め何らかの激変を緩和する措置を講ずる必要があるという方向性の考え方が示された。</u></p> <p>87. <u>審議の過程では、年金法制による規制の結果、事業再編時に合理的な方法によって資産の移換や債務の引継ぎが困難な状況が存在し、また、受給者分は事実上移換できないため、親会社の債務として扱った上で子会社の剰余金で補われる場合もあり、個別財務諸表に未認識項目を負債として認識すると、事業再編後の経営実態を必ずしも適切に表していないとの意見や、未認識項目の負債計上は会社法上の分配可能額に影響が及ぶ可能性が懸念されるという意見があった。</u></p> <p><u>一方、年金法制による影響の程度が明確でなく、影響範囲は負担する債務の一部に限定されるのではないかという意見や、会社法上の分配可能額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を基礎として、必要な調整を加えて計算されることとされているため、上記の懸念は会計基準の策定にあたり一義的に問題とすべきものではないという意見があった。</u></p> <p>88. <u>当委員会では、上記のとおり市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況を踏まえ、今後議論を継続することとし、現時点における対応として</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

本会計基準	退職給付に係る会計基準ほか
<p>は、未認識項目の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いについては、当面の間、平成 10 年会計基準の取扱いを継続することとした（第 39 項参照）。</p> <p>なお、連結財務諸表に関する変更に伴い、連結財務諸表を作成する会社については、個別財務諸表において未認識項目の貸借対照表における取扱いが連結財務諸表と異なる旨の注記を求めることとした（第 39 項（4）参照）。未認識項目を発生時に全額費用処理する場合には、連結財務諸表と個別財務諸表の会計処理が異なることにはならないため、当該注記は不要であると考えられる。</p> <p>89. 前項までの審議にあたっては、未認識項目の負債計上に関して、個別財務諸表に任意で適用することを認めるかどうかについても検討されたが、当面の間は平成 10 年会計基準の取扱いを継続することとした経緯等も踏まえた結果、任意の適用の取扱いは採用されなかった。</p>	<p>(新 設)</p>